

新型コロナウイルス感染症を防ぐために (感染リスク軽減の取り組み)

豊中市立少路小学校

1. 家庭や学校での健康観察

(1) 家庭での健康観察

- ・毎朝、体温を測り、発熱や咳などの症状がある場合は、登校を控えてください。
- ・健康観察カードは、家庭で記入していただき、毎登校日持ってくるようにし、学校との健康状態の共有に活用する。
- ・原則、自宅をでる時点から帰宅するまでマスクを着用する。ハンカチを持参する。
- ・こまめな手洗いを徹底する。

(2) 学校での健康観察

- ・登校後、健康観察カードを確認する。
- ・欠席者を把握し、その理由を確認する。
- ・出席者の健康観察を行う。
- ・学校滞在時間も、随時健康観察を行い、体調がよくない者については、保護者へ連絡を取り、早退等の措置をとる。
- ・保護者が迎えに来るなど帰宅の準備が整うまでの間は、手洗い又は手指の消毒を実施し、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室に移動して休養させる。

2. 教室等の設定

(1) 基本的な感染症対策

児童が感染予防の正しい知識を身に付け、適切な行動ができるよう、流水・石けんによる手洗いの徹底、手指消毒用アルコールの活用、咳エチケットなどの基本的な感染症対策に関する指導を行う。

※ 手洗い：登校直後、食事の前、活動の前後、トイレの使用後、帰宅時など。

※ 咳エチケット：咳やくしゃみが出る際は、ティッシュ、ハンカチ、袖等で口、鼻を覆う。マスクを着用する等。

(2) 教室内の換気・配席について

- ・可能な限り窓は常時開ける。窓を常時開けることが難しい場合は、1時間に1回5～10分程度換気する。その際、原則として2方向の窓を同時に開ける。
- ・教職員はマスクを着用し、児童までの距離を可能な限り一定程度離す。
- ・1教室あたり参集する人数は、15人程度とし、座席間を離して着席するなど、できる限り児童間の距離を離すようにする。
- ・児童がカーテンに触れないよう、カーテンをくくり上げる等の措置を行う。

(3) 消毒液を使った清掃方法

教室・トイレなど児童が利用する場所のうち、特に多くの児童が手を触れる箇所を中心に、1日1回以上（児童下校後その都度）、消毒液を使用して清掃を行う。なお、濡れている箇所については、水分を十分に拭き取ってから行う。

清掃箇所

- ・全般・・・ドア・窓等の取手、手すり、照明等のスイッチ、水道の蛇口 等
- ・トイレ・・・洗面台、便器の蓋・便座、ウォッシュレットの操作ボタン 等
- ・教室・・・机・いす 等

3. 免疫力を高める指導

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるように指導する。

4. 心のケアについて

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察などから、児童の状況を把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による支援を行うなど、心の健康問題に取り組む。

5. その他

- ・文部科学省「学校再開に向けて（Q&A、通知等）」、大阪府教育庁「臨時休業期間中の登校日に係るガイドライン」及び豊中市教育委員会「豊中市立小・中学校における新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」に沿って、対応や取組みを行います。
- ・文部科学省、大阪府教育委員会、豊中市教育委員会のガイドラインや指示事項に変更があれば、随時変更して対応していきます。